

日本帰国・入国時に必要なビデオ通話アプリの変更について

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として、全ての日本帰国及び入国者に対して、インストールが求められているビデオ通話アプリが Skype から MySOS に変更されました。詳細は、下記のリンクをご覧ください。

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

現在、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として、日本の空港到着時に「質問票」及び「誓約書」の提出、並びに指定アプリのインストールが求められていますので、ご帰国・入国を予定されている方は、可能な限り出発地の空港でのチェックイン前に質問票の QR コードの取得、誓約書の記入をお願いいたします。

また、アプリの使用のために、日本国内でデータ通信が利用可能なスマートフォンを所持していない場合は、空港内でスマートフォンを自費でレンタルすることが求められますので、事前の準備をお願いいたします。

検査証明書の携行は、年齢や国籍を問わず全ての帰国及び入国者に義務づけられていますので、必ず事前に検査証明書を取得し、携行してください。

【参考ウェブサイト】

(1) 水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(2) 検査証明書の提示について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

・日本入国時に必要な検査証明書の要件について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

コートジボワールにおいては新型コロナウイルスの感染拡大は依然として収束していないことから、コートジボワールに入国、若しくは出国される際は、当館にご一報いただきたく、よろしく願い申し上げます。

このメールは在留届・たびレジにて届けられたメールアドレスに自動的に配信されてお

ります。

【連絡先】 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）

大使館代表：（２２５）２７ ２０ ２１ ２８ ６３（内線１１１）

Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp